

第7回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 許される表現行為が制約を受けることはあってはならない。
 - ・ まずは条例の運用を積み重ねた上で、都民の表現活動に萎縮がないということについてコンセンサスを得ていかなければならない。

 - ・ きつい表現がされていることを知らせることも意味はあると思うが、文章として公表した場合に、その表現によって傷つく方々もいるかもしれないことを考慮すべき。
 - ・ 一方で、不当な差別的言動が行われている事実を広く一般に知らせることも重要である。

 - ・ 最近の動向を踏まえ、事例への意見を積み重ね、条例に基づく様々な措置について個別具体的に検討していく必要がある。

- 事務連絡ほか